

# 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画

(平成14年8月13日公表)

(平成16年12月2日一部改正)

(平成19年3月29日一部改正)

## 1. 資源の現状と資源回復の必要性

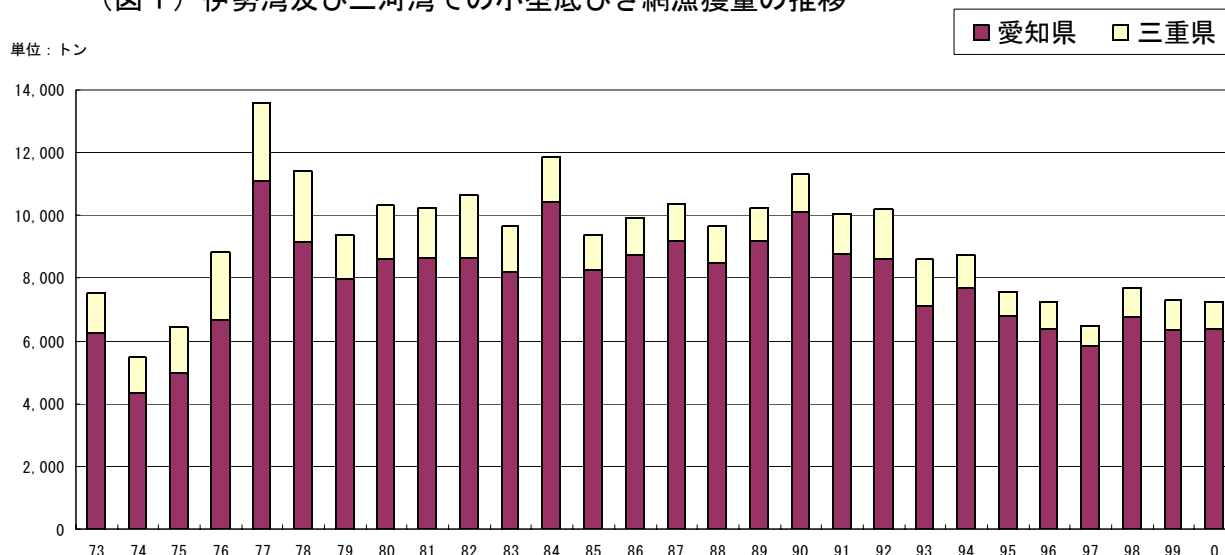
### (1) 資源の特性と資源水準の現状

伊勢湾、三河湾内の底魚資源は、愛知県、三重県の小型底びき網漁業により漁獲される重要資源であるが、漁場環境の悪化の影響を受けやすく、特に夏季を中心に発生する貧酸素水塊がこれら資源に悪影響を与えている。

このような中、地元地方公共団体が伊勢湾の利用と保全に係わる基本的な考え方、施策展開に資する方向性を示した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係わる指針」を平成12年8月に策定し、伊勢湾沿岸域の総合的な管理の実現に向けた取組を進めることとしており、これは同資源の回復・持続的管理にとって大きな効果をもたらすものと期待されている。

一方伊勢湾、三河湾内の小型底びき網漁業の貝類を除く漁獲量の推移を見ると、1970年代の後半をピークとし10,000トン程度から近年では7,000トン程度に減少してきていると推定（愛知県の底びき網漁業の漁獲量統計には外海の漁獲量が含まれており、明確な分離が困難）されるが、漁獲した魚を全て水揚げするのではなく、商品性を考慮し船上において選別作業を行い、その一部を水揚げする同漁業の操業特性を考慮すれば、主要魚種であるまあなご、しゃこ等の漁獲量に占める比率が減少していることから推察すると、資源水準は漁獲量に現れている以上に低下しているものと判断される。

(図1) 伊勢湾及び三河湾での小型底びき網漁獲量の推移



資料：漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省統計情報部）

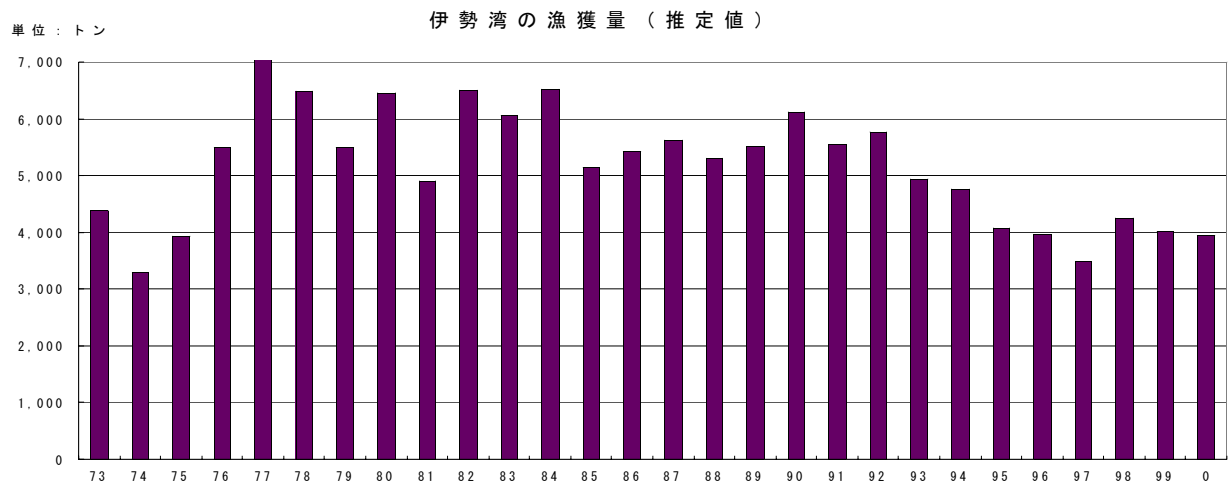
漁獲量から貝類の漁獲を除き、伊勢湾・三河湾内と外海での漁獲割合を推定し算出した。

(参考)

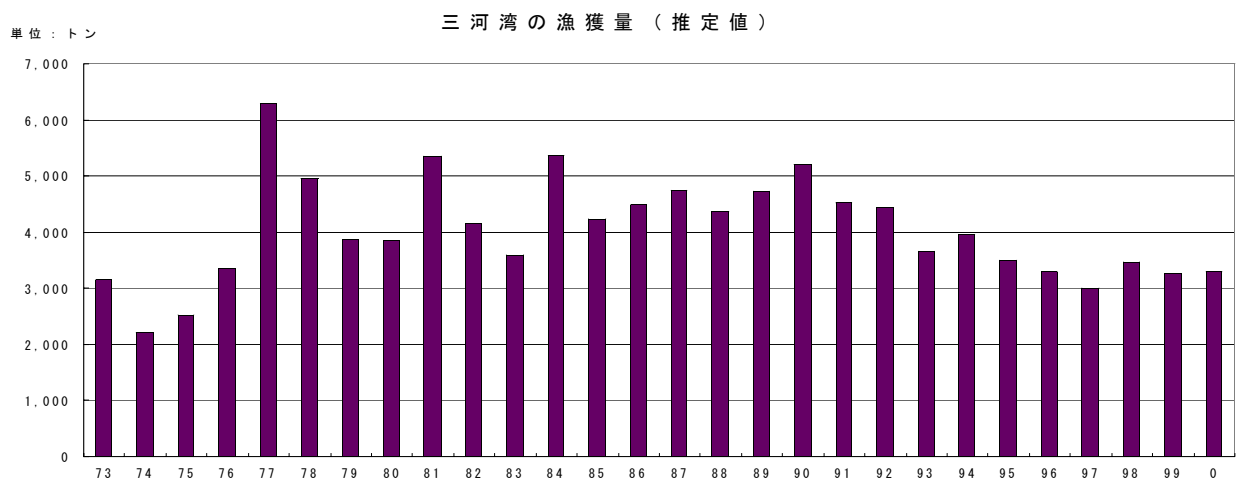
愛知県の漁獲量については、1984 年以降伊勢湾と三河湾を区分して集計されていないため、1984 年以降は 1973 年から 1983 年の伊勢湾と三河湾の漁獲比率の平均値により漁獲量を試算すると、下記のとおりである。

この推定値は、漁獲の良好な時期の伊勢湾と三河湾の平均の漁獲比率を用いて算出しているため、漁獲量の減少している近年においては、必ずしも妥当な推定値となっていない可能性がある。

(参考図 伊勢湾)



(参考図 三河湾)



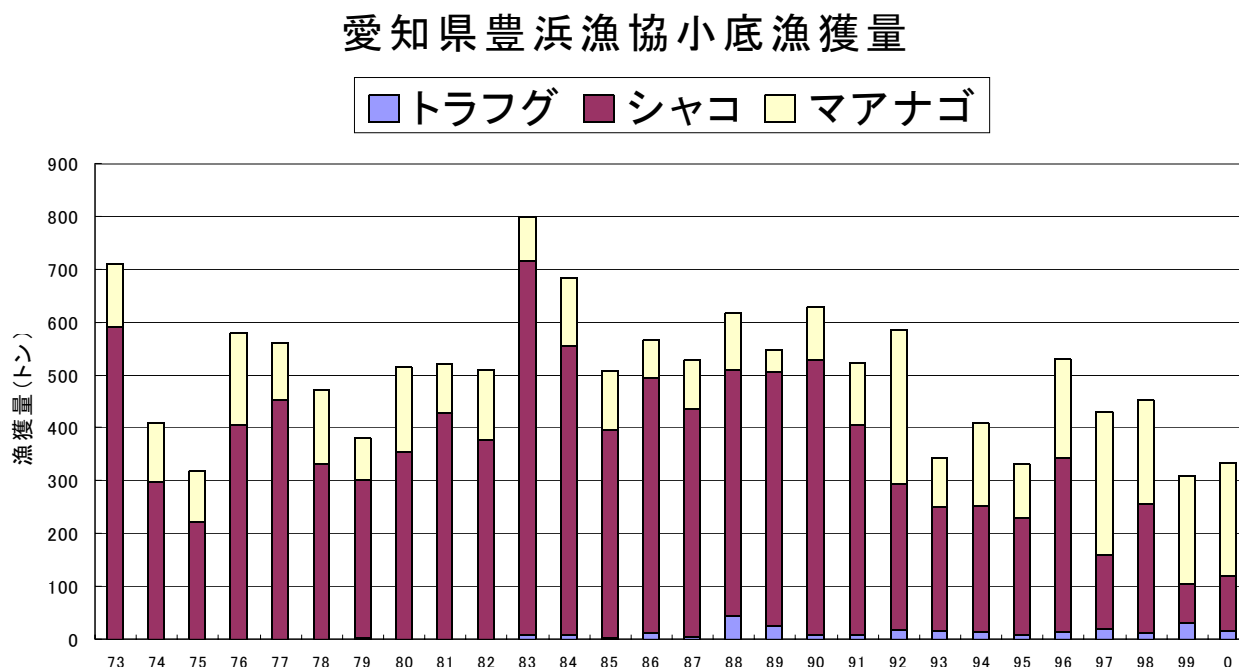
## (2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

伊勢湾及び三河湾での小型底びき網漁業の漁獲量は、近年減少傾向にあるが、主要な根拠地の一つであり、魚種別漁獲量が調査されている愛知県豊浜漁協の漁獲量の経年変化をみると、さらに問題とされているのは、同漁業にとって重要魚種であるまあなご、しゃこなどの漁獲量に占める比率が減少し、多くの魚種で小型化が進んでいることである。

このため、伊勢湾、三河湾における底魚資源を対象とし、小型魚の採捕規制の強化、改良漁具の導入及び休漁期の設定等を内容とした漁獲規制とともに、自ら積極的な漁場環境の改善のため海底清掃事業にも取り組むことを内容とする資源回復計画の作成について検討することにより、対象資源の回復を図り重要魚種の漁獲量の増大と漁獲サイズの大型化を図ることが適当と考えられる。

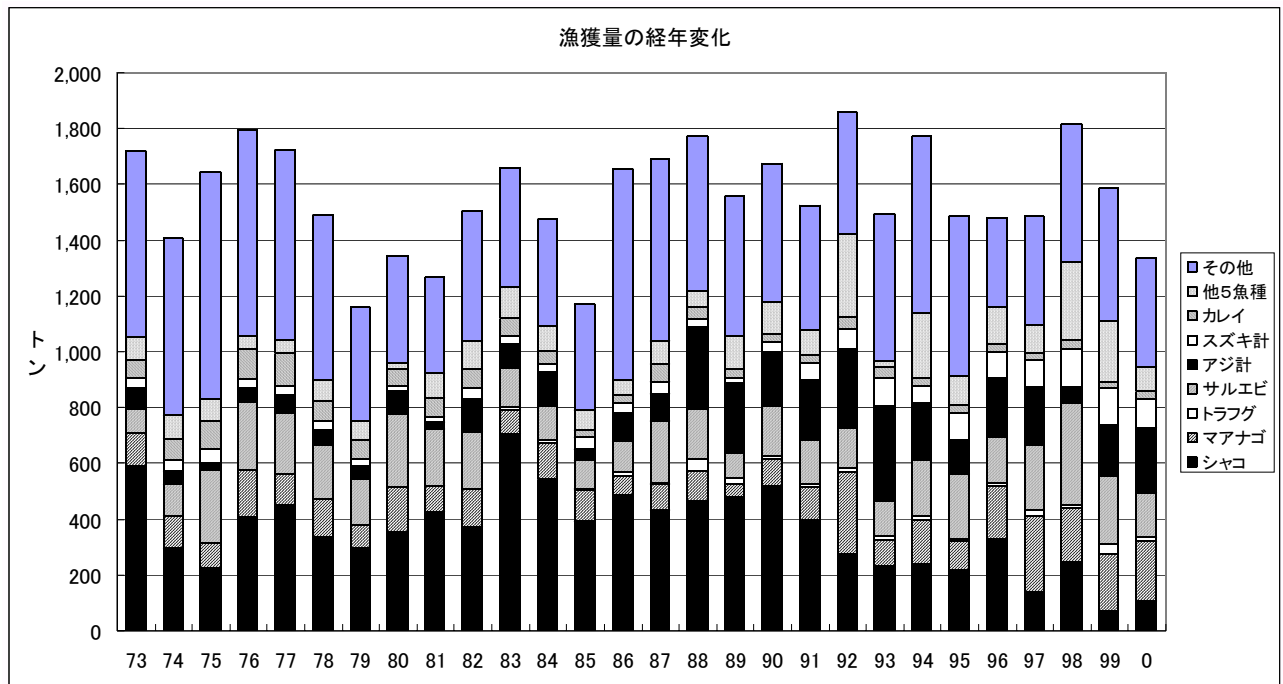
また、とらふぐは伊勢湾、三河湾の小型底びき網漁業の漁獲対象になっているほか、静岡県、愛知県、三重県の延縄漁業等によっても漁獲される地域の重要資源であるが、小型底びき網漁業は主として小型魚を漁獲対象としていることから、全体に占める漁獲尾数が多いにも係わらず漁獲金額が少ないといった問題があり、この資源の漁獲量・金額の増大のためには、小型底びき網漁業による小型魚の漁獲の抑制による成長乱獲の防止が必要となっている。

(図2) 資源回復計画対象種漁獲量



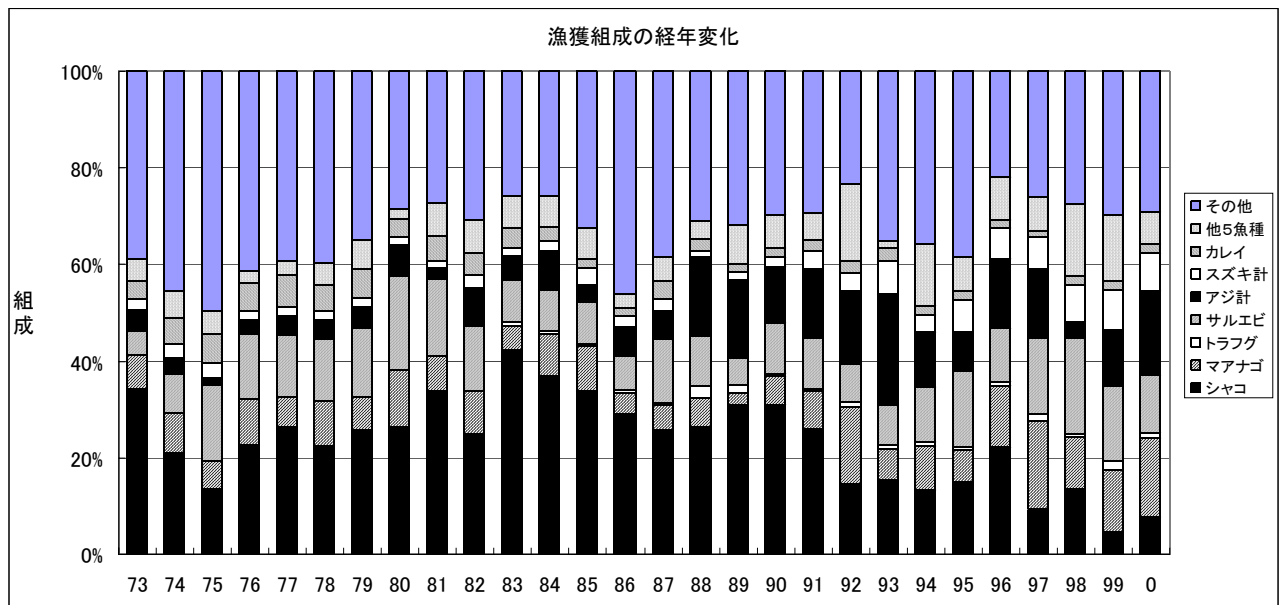
資料：愛知県水産試験場

(図3) 伊勢湾の小型機船底びき網魚種別漁獲量の年変化の傾向 (愛知県豊浜漁協)



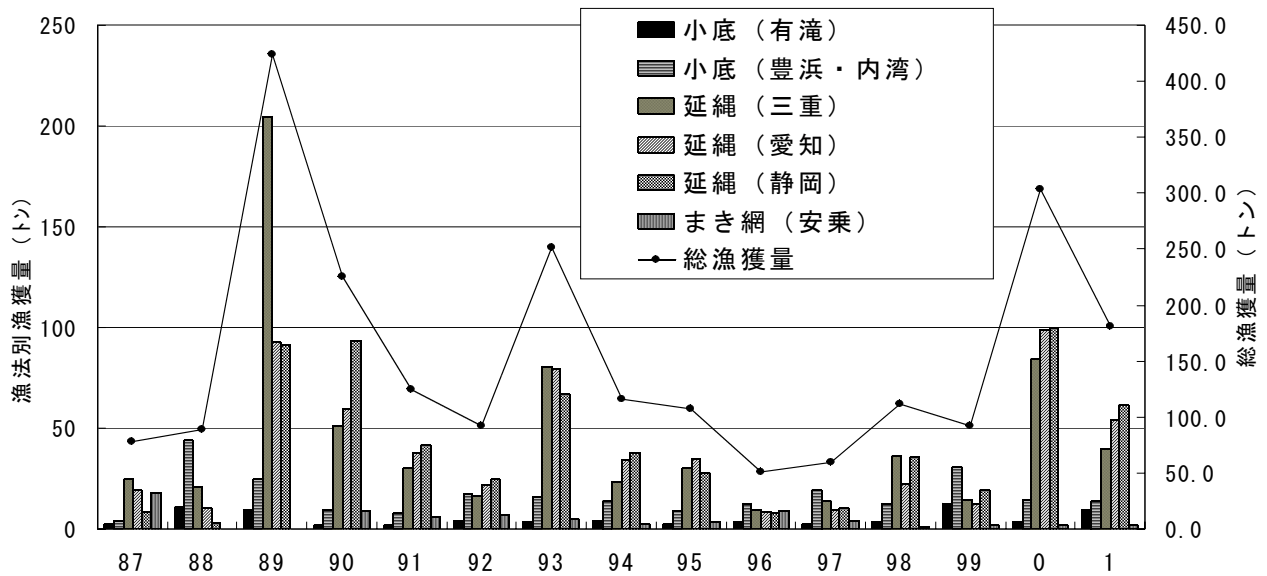
資料: 愛知県水産試験場

(図4) 豊浜漁協の魚種別漁獲比率



資料: 愛知県水産試験場

(図5) 漁業種類別漁獲量の推移 (トラフグ)



資料：三重県、愛知県、静岡県

2. 資源の利用と資源管理等の現状

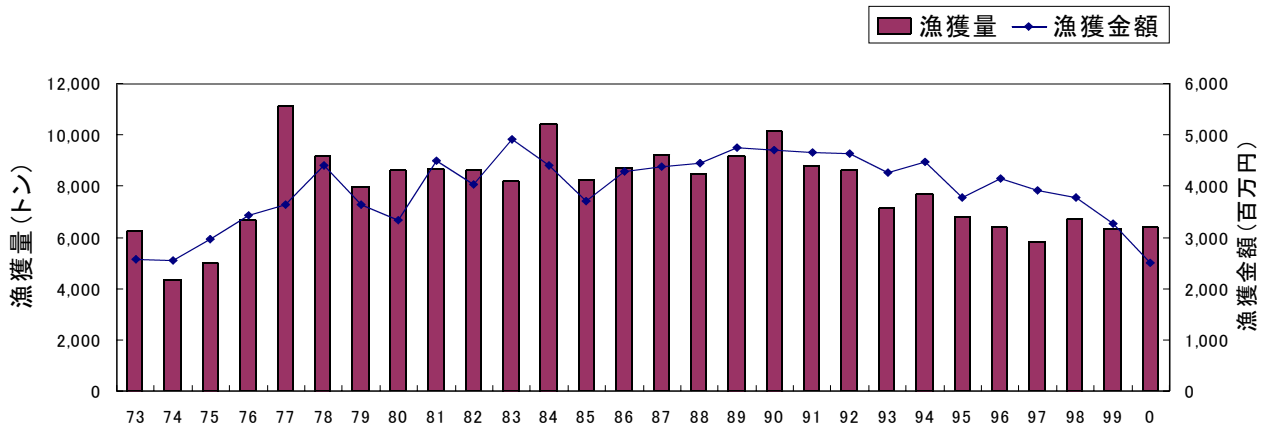
(1) 関係漁業等の現状

①関係漁業の現状

県名	漁業種類		操業期間	漁船規模	許可隻数						
					11	12	13	14	15	16	
愛知	小型機船底びき網	知事	伊勢湾								
			1/1 ~ 12/31	15ト未満	255	255	255	245	237	232	
			三河湾								
			3/1 ~ 12/31	10ト未満	326	326	323	279	273	269	
			伊勢湾・三河湾の一部								
			3/1 ~ 12/31	6ト未満	65	65	65	63	63	63	
三重	小型機船底びき網	知事	1/1 ~ 12/31	10ト未満	343	339	307	304	302	251	
計					989	985	950	891	875	815	
愛知	あなご籠	自由	—	—	—	—	—	—	—	—	
三重	あなご籠	自由	—	—	—	—	—	—	—	—	

②漁獲量、漁獲金額の推移

(図6)愛知県小型底びき網漁獲量・漁獲金額(伊勢湾・三河湾)

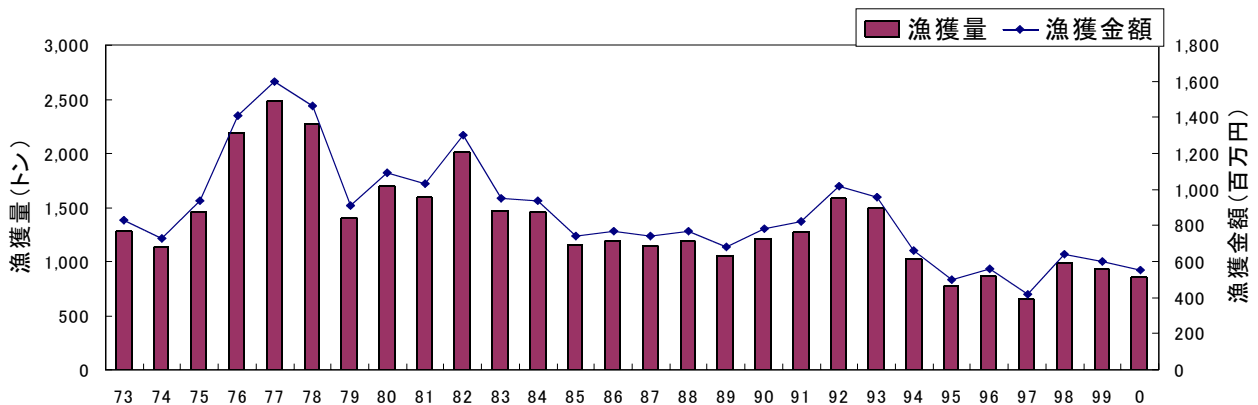


資料：漁業・養殖業生産統計年報

漁獲量は、小型底びき網漁業－（はまぐり類＋あさり類＋その他貝類）－採貝漁業

漁獲金額は、小型底びき網漁業から貝類、外海底びき網の金額を差し引いて算出した。

(図7)三重県小型底びき網漁獲量・漁獲金額(伊勢湾)



資料：漁業・養殖業生産統計年報

漁獲量は、小型底びき網漁業－（はまぐり類＋あさり類＋その他貝類）－採貝漁業

漁獲金額は、2000年の平均単価を漁獲量に乗じて算出した。

③漁業形態及び経営の現状

地方名で「まめ板（まめ板網）」と呼ばれる板びきによる操業が、愛知県では15トン未満の漁船により、三重県では10トン未満の漁船により行われている。

	漁業種類	兼業形態
愛知県	小型機船底びき網漁業	のり養殖業、いかなご船びき網漁業
三重県	小型機船底びき網漁業	のり養殖業、船びき網漁業

④消費と流通の現状

とらふぐ、しゃこ、まあなご等ほとんどの漁獲物は、活魚で仲買人にわたる。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

項目	内容	根拠法令等	実施県
区域	禁止区域設定	漁業調整規則	愛知県、三重県
魚体長	小型魚の水揚げ規制	漁業調整規則 自主規制	愛知県 愛知県、三重県

②遊漁の現状

資源回復計画対象種（とらふぐ、しゃこ、まあなご）は、特に遊漁の対象となっていない。

③資源の積極的培養措置

とらふぐ種苗の放流実績（単位：千尾）

年次	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
愛知県	16	44	15	58	58	83	72	70	69	72	72	69	75	56
三重県	292	83	48	94	63	91	152	100	177	207	209	205	595	301
静岡県			10	22	46	83	21	39	55	74	66	50	102	263
合計	308	127	73	174	167	257	245	209	301	353	347	324	772	620

資料：栽培漁業種苗生産、入手放流実績（水産庁・社団法人日本栽培漁業協会）

④漁場環境の保全措置

海底堆積物の除去及び海底耕耘による水質、底質環境の改善を図るとともに干潟・浅場造成を実施している。

また、漁業者、遊漁者等による漁場・海浜清掃活動や漁業者による植林活動を実施している。

3. 資源回復の目標

小型機船底びき網漁業では、漁獲物の全てを水揚げするのではなく商品性を考慮して船上において選別作業を行い、その一部を水揚げしている。この操業特性を考慮すれば、資源回復のためには、漁獲物中に占める重要魚種であるとらふぐ、まあなご、しゃこの漁獲量を向上させる必要がある。

また、漁獲が良好であった1970年代後半から1980年代の資源水準が適切な資源レベルであると考えられるが、早期にこの水準に回復していくためには、漁獲努力量を大幅に低下させる必要がある。しかし、これが漁業経営に与える影響を踏まえれば、資源回復措置を段階的に取り組んでいく必要がある。また今後は、あなご籠等関連漁業におけ

る漁獲努力量の削減措置への取り組みとあわせて、資源回復措置の内容を拡充させる必要がある。

したがって、平成23年度までの取組により、取組終了後のとらふぐ、まあなご、しゃこの漁獲量を4に掲げる措置により25%程度増加させることを目標とし、さらに回復が見込まれる状況が認められた際には、より高い水準を目指すこととする。

#### 4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

資源回復を図るため、小型魚の保護による資源の増大等を図ることとし、水揚げ制限等による漁獲努力量の削減措置を行うとともに、種苗放流による資源の積極的培養や漁場環境の保全措置を行う。

##### (1) 漁獲努力量の削減措置

平成14年度より平成23年度までの間、次の漁獲努力量の削減措置を行う。

##### ①小型魚の水揚げ制限の実施

###### ア. とらふぐ

伊勢湾においては9月1日から10月31日までの間、三河湾においては9月1日から9月30日までの間、小型機船底びき網による全長25センチメートル以下のとらふぐの水揚げを行わない。(全て船上で再放流)

###### イ. まあなご

10月1日から11月30日までの間、小型機船底びき網、あなご籠による全長25センチメートル以下のまあなごの水揚げを行わない。(全て船上等で再放流)  
伊勢湾・三河湾で操業するいかなご船びき網、いわし・いかなご船びき網及びびっち網等においては、まあなごの仔魚(のれそれ)を採捕の目的とする操業を行わない。

##### ②漁具の改良

小型機船底びき網及びあなご籠において、実証試験の結果を踏まえて協議を進め、平成21年度を目処に網目拡大等の漁具改良に着手する。

##### ③シャワー設備の導入

夏季の再放流魚の生残率の向上を図るため、シャワー設備の試験導入による設置方法等の検討結果を踏まえ、小型機船底びき網漁船にシャワー設備を導入し散水を実施する。

また、シャワー設備によるしゃこ資源の保護効果をより高めるため、作業時間や海域等を検討し、必要な措置の実施について協議する。

##### ④休漁期間の設定

伊勢湾・三河湾においては、関係漁業者間で合意があった場合には、一定期間については休漁とする。

ただし、休漁は、海底清掃等の漁場環境改善への取り組みと併せて実施することとする。

また、統一した週休日の設定についても検討・協議する。

##### (2) 資源の積極的培養措置



愛知県、三重県、静岡県の3県はとらふぐ種苗放流に努めるとともに、海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

(3) 漁場環境の保全措置

海底清掃等の漁場環境改善への取り組みを実施する。

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復を実現するため採捕、水揚げ制限等の規制措置を行うが、その実効性を確保するため、資源状況や操業状況に機動的に対応できるよう、委員会指示等の公的担保措置を講じていく必要がある。

また、漁獲努力量の増大を抑制するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づく措置を行う。

6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

資源回復計画の実施に伴う漁具改良等の資源回復措置による漁業経営に与える影響を緩和するための漁業経営安定支援措置として、国、県、漁業者がそれぞれ1/3の負担による資金を造成し、休漁中の漁船の有効活用等を推進する。

目 的	事 業 名 及 び 内 容
休漁中の漁船が、漁場の清掃等に従事	資源回復計画推進支援事業のうち休漁漁船活用支援事業(休漁期間中の漁船の活用に要した経費について助成)
小型魚漁獲の選択的回避等のために行う網目拡大及び漁具改良	資源回復計画推進支援事業 (網目拡大に伴い不要となる現在使用中の漁具等の廃棄、漁具の改良に必要な経費について助成)
小型魚再放流時の生残率向上のために行うシャワー設備の導入	資源回復計画推進支援事業 (シャワー設備の導入に必要な経費について助成)

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国、県は、4(2)の措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

国、県は、4(3)の措置を積極的に推進する。

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

今後、資源回復計画の実効を期すため、漁業者、行政、研究サイドが一体となった資源回復計画の進行管理体制を構築し、資源回復計画に基づく取り組みの評価、資源回復措置の見直し等を行う。

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国、県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握するとともに、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

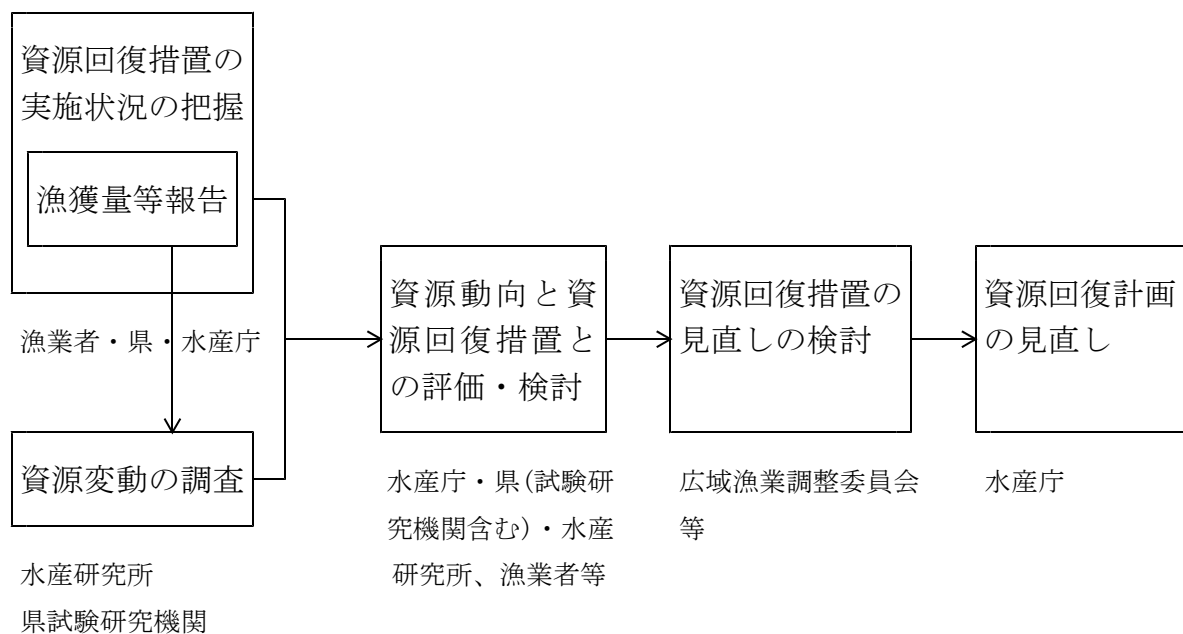
## (2) 資源動向の調査

国は、関係県と連携して伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種について調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

## (3) 資源回復措置の見直し

国、県等は、(1)、(2)の結果を踏まえ資源回復措置の評価を検討するとともに必要に応じ回復措置の見直しを行う。

## (4) 進行管理に関する組織体制



## 8. その他

資源回復計画は、資源の回復を図り、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であるが、漁業者による漁獲努力量削減の取組のほか種苗放流、漁場環境保全等の資源回復措置及びこれに必要な支援を行うことにより資源の回復を図っていくものであることから、国民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画について広く情報提供を行うこととする。また、資源回復計画期間中の需給関係に配慮しながら計画を進めていくこととする。

なお、本計画に関連して、伊勢湾・三河湾外の計画対象外海域（渥美外海等）においても、以下の取組を行う。

### ①小型機船底びき網漁業（通称：外海底びき網）

伊勢湾同様に、とらふぐ小型魚の水揚げ制限を実施する。

（9月1日から10月31日までの間、全長25センチメートル以下のとらふぐの水

揚げを行わない（全て船上で再放流）。

なお、とらふぐ産卵親魚保護策等の新たな取組についても検討・協議する。

②ふぐはえ縄漁業

すでに実施されている資源管理措置を関係漁業者の協議に基づき適宜見直し等を行いつつ継続する。

（参考）ふぐはえ縄漁業に係る主な資源管理措置

項目	内容	根拠法令等	実施県
漁具	禁止漁具	自主規制、海区委員会指示	愛知県、三重県、静岡県
期間	操業禁止期間の設定	自主規制、海区委員会指示	愛知県、三重県、静岡県
魚体長	小型魚の水揚げ規制	自主規制、海区委員会指示	愛知県、三重県、静岡県
休漁日	休漁日の設定	自主規制	愛知県、三重県、静岡県